

# 令和5年度「不正改造車を排除する運動」の推進について

国土交通省より令和5年度の「不正改造車を排除する運動」の実施要項が示されました。各事業者につきましては、別紙の資料及びチェック表、情報提供連絡書、自主点検票などを印刷し、不正改造運動に活用してください。

## 1 実施運動期間

実施期間は1年を通して実施されますが、**6月の1ヶ月間を不正改造車排除強化月間**と定め、不正改造車の排除を強化して取り組むことといたします。

## 2 実施事項

- (1)事業者は、改造車両の受注、点検、整備の実施及び納車時の確認等を行い適正化に務める。
- (2)不正な改造車への依頼があった際、使用者に対し「不正改造となり犯罪である」旨を理解していただき、依頼を受けないように従業員に指導する。
- (3)不正な改造車両が整備入庫した際、復元、記載変更、構造変更等の検査・手続きが必要である旨を説明。また、車両を購入した販売店や改装を行った事業者に相談するよう周知する。  
別紙の「添付資料1」及び「入庫・受付時チェック例」を参考に使用する。
- (4)従業員に対し、不正改造となる改造項目について理解していただく。  
別紙「不正改造事例、乗用車・貨物車・二輪車」を参考にする。
- (5)事業所の管理責任者は、従業員車両や事業所内の車両について、自主点検票に従い点検を実施する
- (6)不正改造車両及び迷惑黒煙車両を発見した際は、運輸支局に情報提供する。

## 3 不正改造に関する罰則規定

- (1)道路運送法及び運送車両法に於いて、不正改造車両を運行してはならないと規定されています。
- (2)特定整備事業者及び指定整備事業者に対する規定。
  - ・不正改造車両の作成、改造要求、違反行為をすることを助長してはいけない。
  - ・違反行為が発覚した際は、3ヶ月以内の事業停止又は認証取消をすることができる。
  - ・指定工場は、6ヶ月以内の適合証発行停止又は指定取消しをすることができる。
- (3)使用者等に対する不正改造の禁止、整備命令
  - ・何人も、不正改造行為を行ってはならない。6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。
  - ・運輸支局より整備命令が課された車両の命令・指示に従わない場合50万円以下の罰金。  
また、この命令及び指示に従わない場合は車両の使用停止をおこなう。これに違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。
  - ・整備命令が発せられた使用者は、15日以内に必要整備を行い、車両と車検証を運輸局に提示する。
  - ・自動車の使用者及び整備事業代表者又は運転者は、不正改造車両を運転させてはならない。  
違反した場合、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金。
  - ・自動車の架装等により、車検証の記載事項に変更が生じる際は、その時から15日以内に手続きを行うことが義務付けられています。これに違反すると、30万円以下の罰金。

不正改造車の整備受付の禁止  
不正改造車両への架装整備の禁止

整備入庫者の不正改造チェック  
改造車両の改善についてのお願  
従業員・社用車等の自主点検



不正改造項目の理解



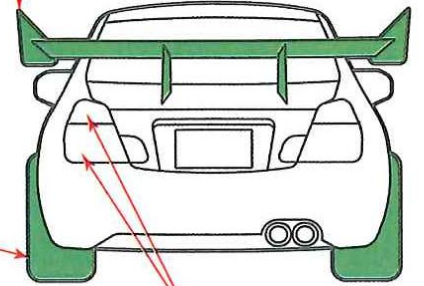
不正改造車両の情報提供  
迷惑黒煙車両の情報提供



次のものは、保安基準に適合しない例です。

## (1) 乗用車

**基準外のウィング**  
 ●側方への翼形状  
 ●不確実な取付け  
 ●鋭い突起状  
 ●取付付近車体の最外側・最後端となるもの 等  
 他の交通への安全を妨げるおそれがあります。



**タイヤ**  
 ●基準より車体外への突出  
 基準より車体外に突出したタイヤは、車体やブレーキ機構等と干渉するおそれが生じ、また、歩行者等に危害を及ぼし危険です。

**警告器**  
 ●ミュージック・ホーン  
 他の交通に警告の趣旨が伝わらず危険です。また、騒音公害にもなります。

**制動灯**  
 ●自動点滅する構造のもの  
 ●赤色以外の色  
**尾灯**  
 ●赤色以外の色  
**方向指示器**  
 ●点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの  
 ●橙色以外の色  
**後退灯**  
 ●白色以外の色  
**後部反射器**  
 ●赤色以外の色  
**番号灯**  
 ●白色以外の色  
 他の交通に誤認を与え危険です。

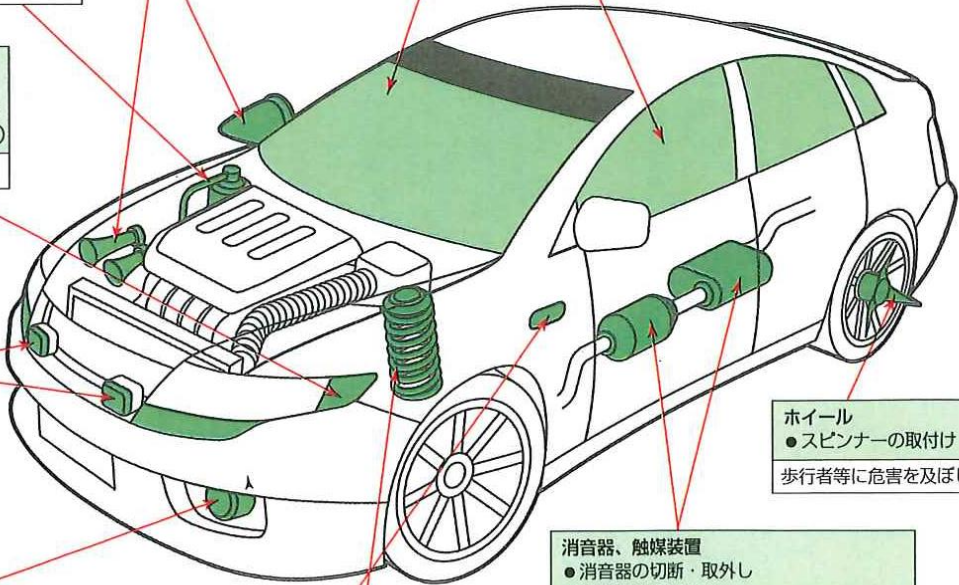
**シートベルトリマインダー**  
 ●不正解除  
 運転席にシートベルトが装着されていない場合、運転者にその旨を警報する警告表示等を器具（シートベルトリマインダー）を用いて不正に解除するため、安全な運転を確保できず、危険です。

**バックミラー**  
 ●非緩衝式、鋭い突起  
 衝撃を緩衝できない構造のもの、鋭い突起を有するもの等は、歩行者等との衝突の際、損傷を与え危険です。

**前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス**  
 ●指定以外のステッカー貼付  
 ●着色フィルム等の貼付  
 (可視光線透過率70%未満のもの)  
 運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

**燃料蒸発ガス排出抑止装置**  
 ●キャニスターの取外し  
 燃料が蒸発することによる炭化水素の大気中への排出を抑止することができなくなり、大気汚染の原因となります。

**車幅灯**  
 ●白色以外の色  
 (方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のものについては橙色でもよい)  
 他の交通に誤認を与え危険です。



**前部霧灯**  
 ●白色又は淡黄色以外の色  
 ●灯光の色違い  
 ●同時に3個以上の点灯  
 他の交通に眩惑を与え危険です。

**ホイール**  
 ●スピナーの取付け  
 歩行者等に危害を及ぼし危険です。

**消音器、触媒装置**  
 ●消音器の切断・取外し  
 ●触媒装置の取外し  
 消音器の取外し、切断等の改造をしますと、騒音公害の原因となります。また、触媒装置(有害な排出ガスを減少させる装置)を取り外しますと、大気汚染の原因となります。

**その他の灯火(ディライト)**  
 ●赤色の灯光  
 ●点滅するもの  
 ●光度300cd以上のもの  
 他の交通に誤認を与え危険です。

**方向指示器**  
 ●点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの  
 ●橙色以外の色  
 ●灯火の取外し  
 他の交通に誤認を与え危険です。

**サスペンション**  
 ●スプリングの切断等  
 切断等によりばねを除去しますと、サスペンションの正常な機能が失われ、かじ取操作等に影響を与えます。

**直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置**  
 ●鏡又はカメラ等の取外し  
 運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

## (2) 貨物車

**回転灯**  
● 取付け禁止  
赤色回転灯は警察車、救急車等緊急自動車、許可又は指定を受けた車両以外に取り付けることはできません。  
例：黄色回転灯は公安委員会に届出した車両又は指定を受けた車両以外には取り付けることはできません。

**電光看板等**  
● 赤色、黄緑色、青紫色の灯光  
他の交通に誤認を与え危険です。

**警告器**  
● ミュージック・ホーン  
他の交通に警告の趣旨が伝わらず危険です。また、騒音公害にもなります。

**前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス**  
● 指定以外のステッカー貼付  
● 着色フィルム等の貼付（可視光線透過率70%未満のもの）  
● 裝飾板等の装着（窓ガラスへの接触状態を問わず）  
運転視野の確保が図れなくなり、危険です。

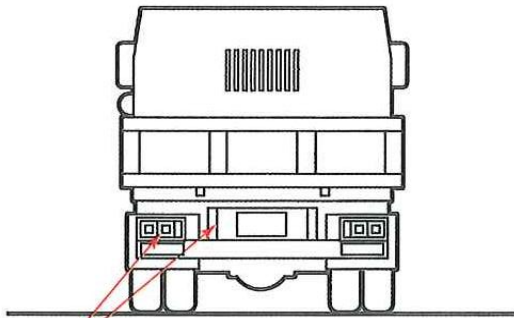
**前部霧灯**  
● 白色又は淡黄色以外の色  
● 灯光の色違い  
● 同時に3個以上の点灯  
他の交通に眩惑を与え危険です。

**その他の灯火（ディライト）**  
● 赤色の灯光  
● 点滅するもの  
● 光度300cd以上のもの  
他の交通に誤認を与え危険です。

**反射器**  
● 赤色のスコッチ・テープ  
前面に赤色の反射テープを貼付すると、他の交通に誤認を与え危険です。

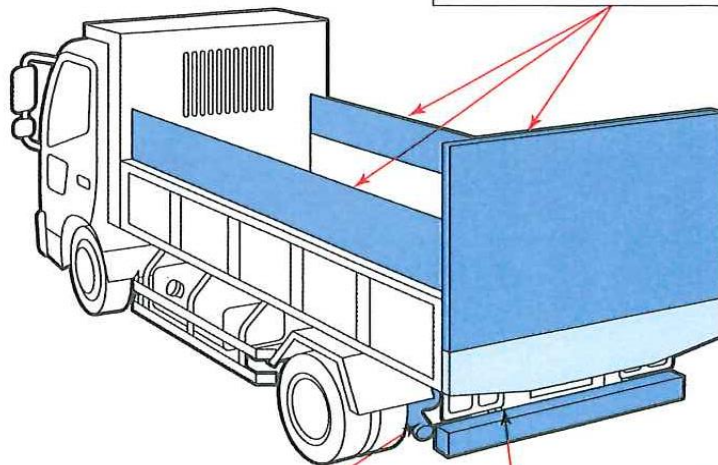
**巻き込み防止装置**  
● サイドバンパーの取外し  
サイドバンパー（巻き込み防止装置）を取り外しますと、歩行者等を自動車の後輪に巻き込む等重大事故の原因となります。

**ディーゼル車の原動機**  
● 基準を超える黒煙汚染度  
● 燃料噴射ポンプの封印の取外し  
● 不正軽油燃料の使用  
燃料噴射量等が適当でない場合、黒煙を大量に発生させ、大気汚染の原因となります。



**ダンプ（土砂等運搬）**  
● さし枠の取付け  
● 荷台の下げ底  
土砂等を運搬するダンプ車に、さし枠の取付けや、荷台を下げ底にする改造を行うことは、過積載を誘発するばかりでなく、自動車の機能上においても制動距離に影響する等安全性を著しく低下させることとなり、また発進、加速時等に黒煙を大量に発散する等大気汚染の原因となります。

**制動灯**  
● 自動点滅する構造のもの  
● 赤色以外の色  
**尾灯**  
● 赤色以外の色  
**方向指示器**  
● 点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの  
● 橙色以外の色  
**後退灯**  
● 白色以外の色  
**大型後部反射器**  
● 反射光の色が黄色以外の色  
● 蛍光の色が赤色以外の色  
**番号灯**  
● 白色以外の色  
他の交通に誤認を与え危険です。



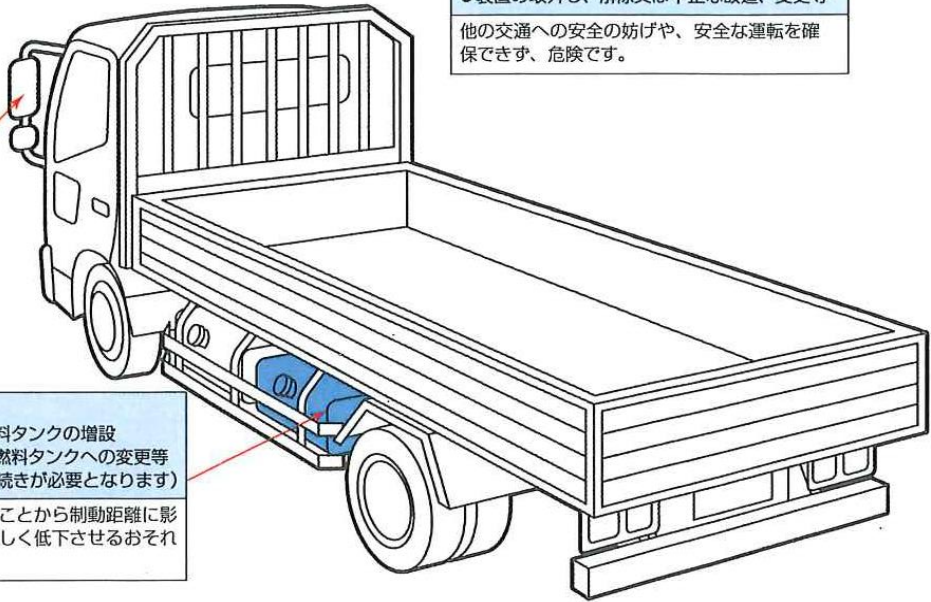
**消音器**  
● 消音器、排気管の切断・取外し  
消音器の取外し、切断等の改造をしますと、騒音公害の原因となります。

**突入防止装置**  
● リヤバンパーの切断・取外し  
リヤバンパー（突入防止装置）を切断又は取り外しますと、後続車が追突した場合に、車体へもぐり込む等重大事故の原因となります。

**速度抑制装置（スピードリミッター）**  
 ● 装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等  
 他の交通への安全の妨げや、安全な運転を確保できず、危険です。

直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置  
 ● 鏡又はカメラ等の取外し  
 運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

**燃料タンクの増設等**  
 ● 新規検査受検後に燃料タンクの増設  
 ● 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更等（構造等変更検査の手続きが必要となります）  
 自動車重量が増加することから制動距離に影響する等、安全性を著しく低下させるおそれがあります。



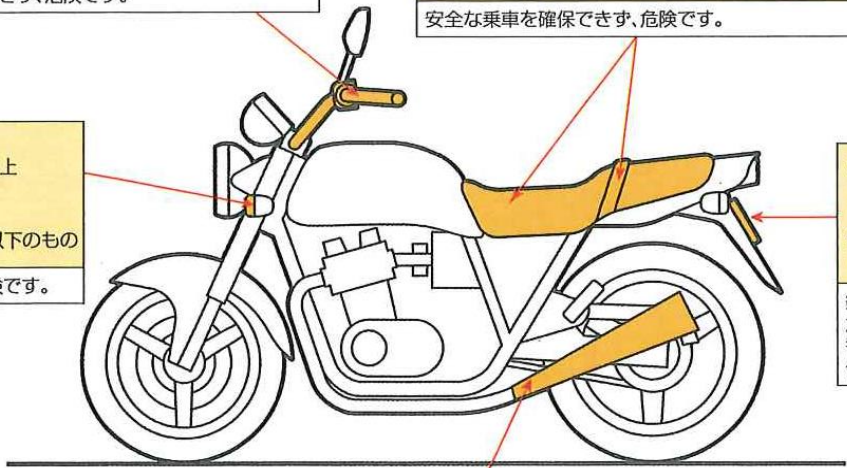
### (3) 二輪車

**かじ取りハンドル**  
 ● 変形ハンドル（容易かつ確実に操作できないもの）  
 ● かじ取り時に自動車の他の部分に接触するもの  
 確実な操作ができず、危険です。

**座席（シート）、握り手**  
 ● 安全な乗車を確保できない構造のもの  
 ● 後部座席に握り手（グラブバーまたはバンド）及び足かけ（ステップ）を有さないもの  
 安全な乗車を確保できず、危険です。

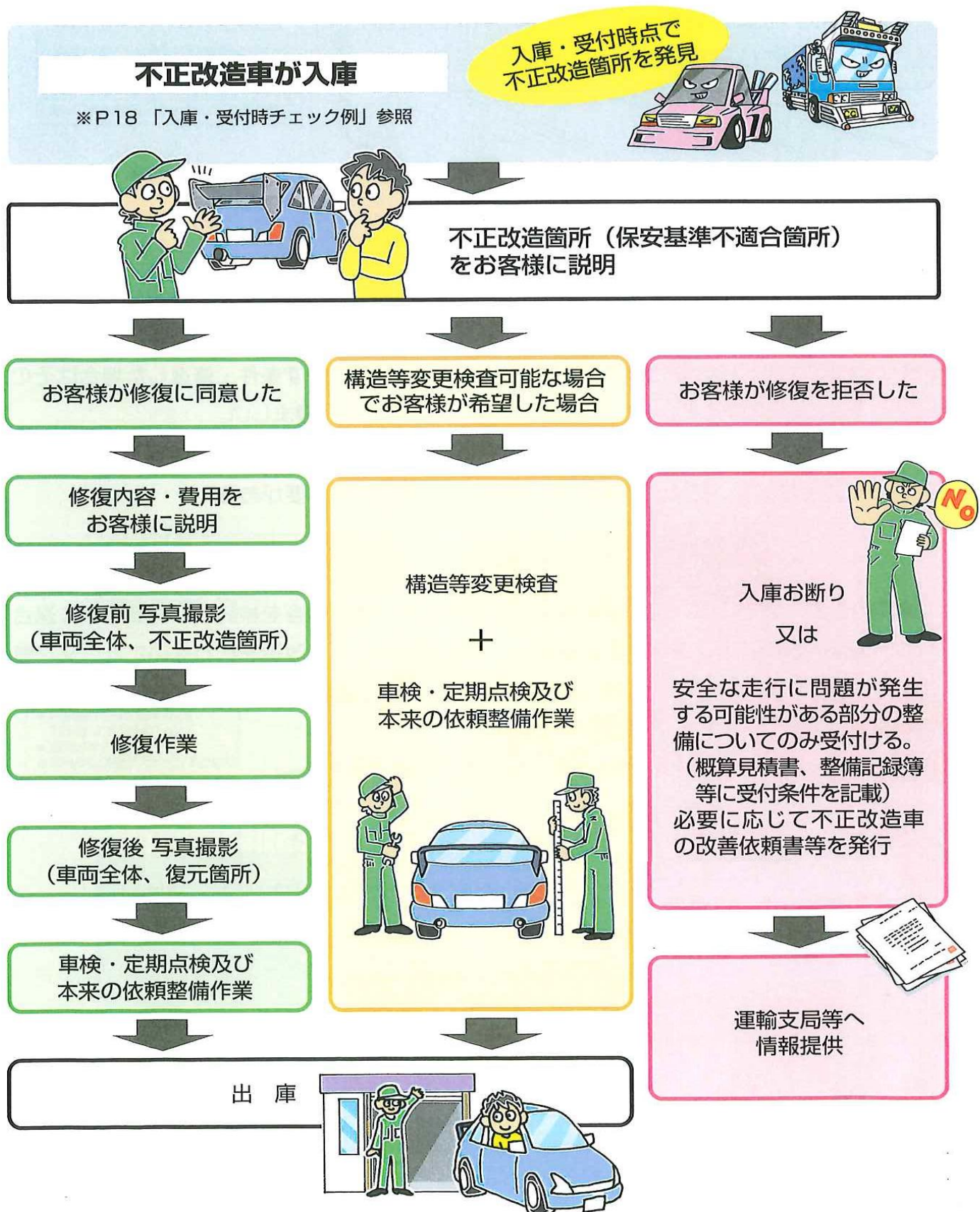
**方向指示器**  
 ● 点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの  
 ● 橙色以外の色  
 ● 照明部の面積が7cm<sup>2</sup>以下のもの  
 他の交通に誤認を与え危険です。

**ナンバー取付ステー**  
 ● 鋭い突起状  
 ● 後面の見やすい位置にないもの  
 ● 番号灯  
 ● 白色以外の色  
 鋭い突起は、歩行者等に危害を及ぼし危険です。番号灯の灯火の色が適切でない場合、他の交通に誤認を与え危険です。



**消音機、触媒装置**  
 ● 消音器の取外し  
 ● 消音器本体の切断  
 ● 触媒装置の取外し  
 ● 騒音低減機構を容易に除去できるもの（平成22年4月以降に製作された自動車に限る）  
 ● 騒音規制値に適合しないもの  
 消音器の取外し、切断、芯抜き等の改造をしますと、騒音公害の原因となります。また、触媒装置（有害な排出ガスを減少させる装置）を取り外しますと、大気汚染の原因となります。

### 不正改造車が入庫した場合の対応例



## 入庫・受付時チェック例（目視による保安基準確認）

装 置	適合状態	不適合箇所・要因
かじ取り装置	適合・不適合	不適合ハンドル その他（ ）
走行装置	適合・不適合	タイヤ及びホイールの状態・タイヤ&ホイールはみ出し その他（ ）
緩衝装置	適合・不適合	スプリングの取付状態 その他（ ）
原動機及び ばい煙等の 発散防止装置	適合・不適合	噴射ポンプ封印取外し・不正燃料の使用・触媒取外し 目視による黒煙過多・悪臭・チャコールキャニスタ取外し その他（ ）
騒音防止装置	適合・不適合	不適合マフラー・消音器取外し その他（ ）
警音器	適合・不適合	ホーンの音
車体及び車枠	適合・不適合	最低地上高・不適合エアロパーツ・不適合バックミラー 荷台の改造・不適合バンパ（リヤ及びサイド）・燃料タンク増設 その他（ ）
座席	適合・不適合	座席の改造・ヘッドレスト その他（ ）
窓ガラス (前面、運転席、助手席)	適合・不適合	指定以外ステッカー貼付・着色フィルム貼付・装飾板装着 その他（ ）
灯火装置 ・反射器	適合・不適合	不適合灯火・反射器取外し及び違法取付・ナンバー取付位置 その他（ ）
その他	適合・不適合	

# 不正改造車の改善についてのお願い 【乗用車用】

登録番号

殿

型式

お客様の車は道路運送車両法の保安基準等の関係法令に適合しておりません。  
下記○印の項目につきましては、至急改善(復元)されますようお願い致します。

**シートベルトリマインダー**  
●不正解除  
運転席にシートベルトが装着されていない場合、運転者にその旨を警報する警告表示等を器具(シートベルトリマインダー)を用いて不正に解除するため、安全な運転を確保できず、危険です。

**バックミラー**  
●非緩衝式、鋭い突起  
衝撃を緩衝できない構造のもの、鋭い突起を有するもの等は、歩行者等との衝突の際、損傷を与え危険です。

**燃料蒸発ガス排出抑制装置**  
●キャニスターの取外し  
燃料が蒸発することによる炭化水素の大気中への排出を抑制することができなくなり、大気汚染の原因となります。

**車幅灯**  
●白色以外の色  
(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のものについては橙色でもよい)  
他の交通に誤認を与え危険です。

**前部霧灯**  
●白色又は淡黄色以外の色  
●灯光の色違い  
●同時に3個以上の点灯  
他の交通に眩惑を与え危険です。

**その他の灯火(ディライト)**  
●赤色の灯光  
●点滅するもの  
●光度300cd以上のもの  
他の交通に誤認を与え危険です。

**方向指示器**  
●点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの  
●橙色以外の色  
●灯火器の取外し  
他の交通に誤認を与え危険です。

**サスペンション**  
●スプリングの切断等  
切断等によりばねを除去しますと、サスペンションの正常な機能が失われ、かし取操作等に影響を与えます。

**音声器**  
●ミュージック・ホーン  
他の交通に警告の趣旨が伝わらず危険です。また、騒音公害にもなります。

**前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス**  
●指定以外のステッカー貼付  
●着色フィルム等の貼付(可視光線透過率70%未満のもの)  
運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

**基準外のウイング**  
●側方への翼形状  
●不確実な取付け  
●鋭い突起状  
●取付付近車体の最外側・最後端となるもの等  
他の交通への安全を妨げるおそれがあります。

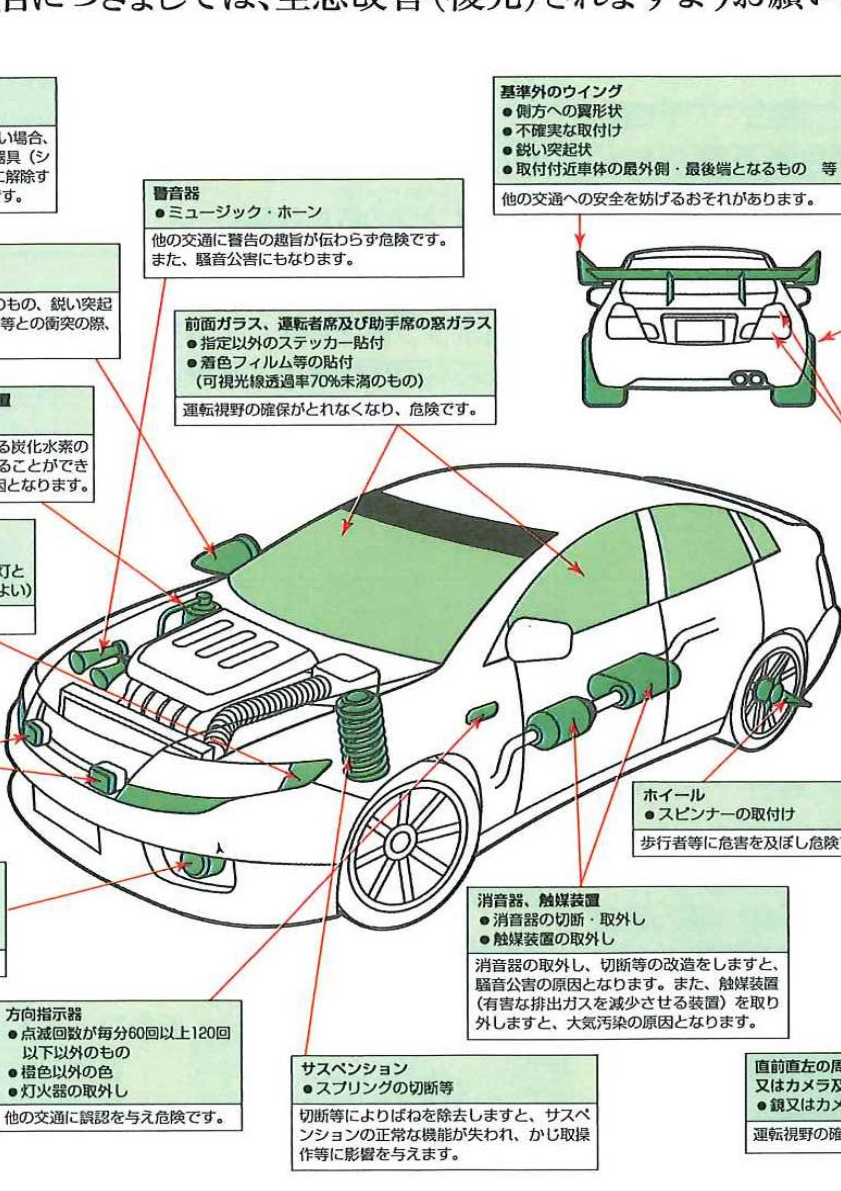
**タイヤ**  
●基準より車体外への突出  
基準より車体外に突出したタイヤは、車体やブレーキ機構等と干渉するおそれが生じ、また、歩行者等に危害を及ぼし危険です。

**制動灯**  
●自動点滅する構造のもの  
●赤色以外の色  
**尾灯**  
●赤色以外の色  
**方向指示器**  
●点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの  
●橙色以外の色  
**後退灯**  
●白色以外の色  
**後部反射器**  
●赤色以外の色  
**番号灯**  
●白色以外の色  
他の交通に誤認を与え危険です。

**ホイール**  
●スピナーの取付け  
歩行者等に危害を及ぼし危険です。

**消音器、触媒装置**  
●消音器の切断・取外し  
●触媒装置の取外し  
消音器の取外し、切断等の改造をしますと、騒音公害の原因となります。また、触媒装置(有害な排出ガスを減少させる装置)を取り外しますと、大気汚染の原因となります。

**直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置**  
●鏡又はカメラ等の取外し  
運転視野の確保がとれなくなり、危険です。



記事欄

令和 年 月 日

整備事業者名

鹿兒島運輸支局 整備担当部門 あて

FAX : 099-261-9251

メール : <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/mail/boddy.htm>

## 不正改造車の情報提供連絡書

下記自動車について、不正改造車を確認したので、情報提供します。

## 記

1 確認日時	年	月	日	午前・午後	時頃																
2 確認場所																					
3 登録番号又は車両番号 (ナンバー)																					
4 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>乗用車 (セダン、ワゴン等)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>バス</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>トラック (ダンプ以外)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ダンプ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>バイク ※原付 (125cc以下) 以外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他 ( )</td> <td></td> <td>※小型特殊・軽車両以外</td> </tr> </table>					<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	バス	<input type="checkbox"/>	トラック (ダンプ以外)	<input type="checkbox"/>	ダンプ	<input type="checkbox"/>	バイク ※原付 (125cc以下) 以外			<input type="checkbox"/>	その他 ( )		※小型特殊・軽車両以外
<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	バス																		
<input type="checkbox"/>	トラック (ダンプ以外)	<input type="checkbox"/>	ダンプ																		
<input type="checkbox"/>	バイク ※原付 (125cc以下) 以外																				
<input type="checkbox"/>	その他 ( )		※小型特殊・軽車両以外																		
5 不正改造の内容																					
6 情報提供された方の																					
①お名前																					
②ご住所																					
③ご連絡先																					

- 【留意事項】
- ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、情報を受け付けることはできません。
  - ②情報提供者のお名前、住所、電話番号、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。
  - ③情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (不正改造車情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。
  - ④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。



鹿児島運輸支局 整備担当部門 あて

FAX : 099-261-9251

メール : <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/mail/boddy.htm>

## 迷惑黒煙車の情報提供連絡書

著しく黒い黒煙を排出していた自動車を発見したので、情報提供します。

## 記

1 確認日時	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所					
3 確認時の走行状況 (該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時 (③、④の場合、その走行スピード約 km/h)				
4 登録番号 (ナンバー)					
5 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<input type="checkbox"/>	乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/>	幌付きトラック	
	<input type="checkbox"/>	バス	<input type="checkbox"/>	コンクリートミキサー車	
	<input type="checkbox"/>	トラック	<input type="checkbox"/>	クレーン付きトラック	
	<input type="checkbox"/>	バン (荷箱付きトラック)	<input type="checkbox"/>	トラクタ (けん引車)	
	<input type="checkbox"/>	ダンプ	<input type="checkbox"/>	塵芥車 (ゴミ収集車)	
	<input type="checkbox"/>	ミニバン貨物車 (ライトバン・ワンボックスバン等)	<input type="checkbox"/>	その他 : _____	
6 その他	車体に表示してある会社名等 _____ ダンプ番号 _____ その他表示等 _____				
7 情報提供された方の					
①お名前	_____				
②ご住所	_____				
③ご連絡先	_____				

【留意事項】 ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、**情報を受け付けることはできません。**

②情報提供者のお名前、住所、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。

③情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (迷惑黒煙情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。

④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

# 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有( 台)	
		従業員車両	無	有( 台)	
		販売車両	無	有( 台)	
		その他	無	有( 台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。